

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費 研修費		
内 容	倫理法人会年会費 (11~3月分)		
年 月 日	令和 3年11月 1日~	年 月 日	金 額 50,000 円

会の趣旨・目的	倫理法人会は、企業経営者が経営倫理を学び企業が発展することによって「日本創生」を目指している。全国各地の企業経営者や諸団体のトップらが会員として入会し、会員相互の勉強会や資料提供により、社会情勢等について知識の向上と理解の増進を図る。
会の活動内容等	会員を参加対象とするモーニングセミナーの開催、並びにテキストの配布、経営者の集い、経営講演会や各種セミナーを実施する。
政務活動・県政との関連性	県には中小企業支援条例が制定されており、本県経済の中枢を担う企業経営者らの学びを通じた意見や提言を聴取し、県の施策展開や議会の質問に役立てる。

《領収書貼付枠》

※ 添付書類：団体の会則 ~~事業概要~~ ~~その他~~ (規 程)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	50,000 円	1/1	50,000 円
		100%	

2021年 // 月 / 日

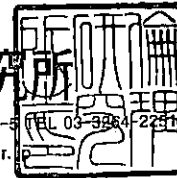
領 収 書

増田 享大 殿

一般社団法人

倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-5
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>



¥50,000

2021年11~2022年3月分 法人会費 (2021年11月現在 1口加入)

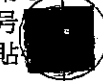
(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

令和3年 // 月 / 日

印紙税法第5
条第17号
より印紙貼
不要

扱者印



3-8-18-1

倫理法人会規程

3-8-12

(総則)

- 第1条 本規程は、一般社団法人倫理研究所（以下「当所」と称す）の定款にもとづき、倫理法人会（以下「本会」と称す）の組織・運営などに関する事項を定める。
- 第2条 本規程の改廃は、当所常任理事会の議決による。

(目的)

- 第3条 本会は、実行によって直ちに正しさが証明できる純粋倫理を基底に、経営者の自己革新をはかり、心の経営をめざす人々のネットワークを拡げ、共生共栄の精神に開いた健全な繁栄を実現し、地域社会の発展と美しい世界づくりに貢献することを目的とする。

(活動)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行なう。
 1. 倫理経営の普及。
 2. 倫理経営にもとづいた各種セミナー、講演会などの開催。
 3. 富士教育センターでの各種セミナーの受講推進。
 4. その他目的を達成するために必要な活動。

(会員)

- 第5条 本会の構成員は次に定めるものとする。
 - (1) 当所正会員で本会に登録した者
 - (2) 当所一般会員で本会に登録した者
- 第6条 本会の目的・活動に賛同し、申込書と会費を添えて提出し、理事会の承認を得たものとする。
- 第7条 会費は次のとおりとする。月額1口 1万円（何口でも可）。
- 第8条 既納の会費は、いかなる理由があっても、これを返還しない。
- 第9条 第6条の会費は、法人会計に充当する。
- 第10条 会員は次の場合、退会とする。
 1. 会員からの申し出によるとき。
 2. 会員である法人が解散したとき。
 3. 除名されたとき。
 4. 第6条に定める会費の納入を3ヵ月以上履行せず、一定期日を定めて納入すべき旨の催告を受けたにもかかわらず、その期日までに滞納会費を納入しない会員は、その期日の翌日から会員である資格を失い、本会を退会したものとみなす。

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の議決によって、理事会がこれを除名することができる。

- 1. 定款その他の規程に違反したとき。

第11条

3. その認許するべき行為や取引のトラブル、及び会員間における民事事件や刑事事件などについては、当所及び本会は一切責任を負わないものとする。

(組織)

- 第12条 本会は、都道府県ごとに組織し、名称は都道府県名を冠した倫理法人会とし、理事長の許可を要する。
 1. 本会を、都道府県倫理法人会とする。
 2. 会長以下必要な役員者（規程第15条）を置く。
 3. 都道府県倫理法人会の会長が当該倫理法人会を代表し、正会員とする。
 4. 都道府県に下部組織として（原則として行政区毎に）複数の倫理法人会を置くことができ、当該地域名を冠した倫理法人会を単位倫理法人会と称称する。

第13条 下部組織である単位倫理法人会には正倫理法人会および準倫理法人会があり、設置の基準は次のとおりとし、理事長の認可を要する。

- 1. 正倫理法人会の設立は100社以上とする。
- 2. 準倫理法人会の開設は50社以上とする。ただし、開設後2年以内に正倫理法人会として設立するものとする。
- 3. 会長以下必要な役員者（規程第16条）を置く。

第14条

前条の認可基準に満たない場合など、既設単位倫理法人会の存続が危ぶまれる場合は、当所法人局内において、過去の経緯および現状を考慮して慎重に審査し、都道府県倫理法人会と協議の上、適否を決定し、法人局担当常任理事の許可のもとで、以下の処置を行なう。

- 1. 正倫理法人会の場合
単位倫理法人会への降格、または統合、あるいは廃止とする。
- 2. 準倫理法人会の場合
統合、あるいは廃止とする。
- 3. 解散処置
「倫理法人会憲章」の精神に背き、法人局の方針に反した運営あるいは活動を行ない、倫理運動に不利益を与えた場合は、解散の処置をとる。

(役員)

- 第15条 都道府県倫理法人会には、以下の役員者を置く。
 1. 会長 1名
 2. 副会長 5百社未満の場合は1名、1千社未満の場合は2名以内、1千社以上は3名以内を必要に応じて置くことができる。
 3. 幹事長 1名
 4. 副幹事長 原則1名とし、1千社以上は3名以内、3千社以上は5名以内を必要に応じて置くことができる。
 5. 事務長 1名

- 6. 副事務長 原則1名とし、3千社以上は2名以内を必要に応じて置くことができる。
- 7. 監査 1～2名
- 8. 地区長 各地区1名
- 9. 副地区長 各地区1名に限り置くことができる。
1千社を越える都道府県、もしくは広域地域では組織活性化のため地区を組織できる。地区は5単位倫理法人会をもって組織するが、地域事情を考慮して3単位倫理法人会でも可とする。
- 10. 各委員長 1名
- 11. 各副委員長 1名に限り置くことができる。
- 12. 相談役 必要に応じて元会長より複数名置くことができる。
- 13. 顧問 必要に応じて3名以内置くことができる。

第16条

- 単位倫理法人会には、以下の役員者を置く。
 1. 会長 1名
 2. 副会長 2名以内
 3. 専任幹事 1名
 4. 副専任幹事 1名に限り置くことができる。
 5. 事務長 1名
 6. 副事務長 1名に限り置くことができる。
 7. 監査 1～2名
 8. 幹事 10名以上を原則とする。
 9. 相談役 必要に応じて元会長より3名以内置くことができる。
 10. 顧問 3名以内置くことができる。所属の重複を妨げない。

第17条

本会の全役員者の任期は1年とし、留任は妨げない。ただし、会長が留任する場合は原則として3年を限度とする。

第18条

本会の全役員者は、原則として一人一役とし、他の役職との兼務はできない。

第19条

本会の全役員者は、家庭倫理の会の全役員との兼務はできない。

第20条

本会の全役員者は、以下の項目に該当した場合、役員を取り消す。

- 1. 当所の名譽を傷つけた場合。
- 2. 本会の運営・活動を妨げた場合。

(運営)

- 第21条 本会は、担当研究員の指導のもとに運営を推進する。
- 第22条 本会は、必要に応じて、役員会、企画会、委員会などの会議を開催する。
- 第23条 本会の活動資金は、本部よりの助成金、活動による果実、寄付金などによってまかなう。
- 第24条 本会は、年度終了後速やかに会員に対して事業報告、会計報告を行なう。
- 第25条 本会の役員者・会員に対する出張旅費及び庶用などに関する費用は、各会が実情に応じて「内規」などを定めて処理することとする。

(補則)

第26条 本会の諸活動などでの、特定の商品の意図的宣伝を含む一切の商取引を禁じる。また、本会の役員者及び会員のネットワークを通じての物品販売などの営行為、宗教・政治活動の勧誘及び普及活動の妨げとなる活動も同様とする。

第27条

- 役員者及び会員が、公職選挙に立候補する場合は下記の点に留意を要する。
 1. 役員者で選挙に立候補する者は、公職選挙の公示日より投票日まで辞令を発行前取りとする。
 2. 本会の役員者及び会員は、当所の組織を通して特定の候補者の選挙応援をしてはならない。ただし個人的に応援することは差し支えない。
 3. 立候補者は「経営者モーニングセミナー」や各種セミナー・講演会など当所の諸会合において、選挙運動をしてはならない。

(附則)

【改定実施日】

第28条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

沿革

- 制定 平成25年9月2日
- 改正 平成28年11月22日 一部改訂
- 令和3年3月27日 一部改訂

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	事務所電話料		
年月日	令和 3年11月26日~令和 3年12月24日	金額	8,267 円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段	
使途	令和3年11・12月請求分	
政務活動・ 県政との 関連性		
《領収書貼付枠》	<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払の場合、金額の数字をお出しください。上記以外でお支払の場合は切り取らないでください。 (金融機関・CVS用)→お客様</p> <p>ご請求先氏名 増田 享大 様</p> <p>お客様番号 [REDACTED]</p> <p>2021年11月ご請求分 金額(円) ¥8,250-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領収日附印 21.11.26</p> <p>収入印紙貼付欄</p>	<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払の場合、金額の数字をお出しください。上記以外でお支払の場合は切り取らないでください。 (金融機関・CVS用)→お客様</p> <p>ご請求先氏名 増田 享大 様</p> <p>お客様番号 [REDACTED]</p> <p>2021年12月ご請求分 金額(円) ¥8,285-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領収日附印 21.12.24</p> <p>収入印紙貼付欄</p>

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため 按分する	16,535 円	1/2	8,267 円
		50%	

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	0537-21-2700	請求年月 MONTH OF ISSUE	2021年 11月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	---------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED]) 3-2-1-d-2

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。	税区 TA
◆0537-21-2700					
◇NTT西日本ご利用分	6,270	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料	10月 1日~10月31日	合
		-1,790	光もっともっと割	2023年07月~2023年09月以外 の解約は解約金がかかります	合
		1,020	ひかり電話A (エース) 定額料1	10月 1日~10月31日	合
		480	ひかり電話A (エース) 定額料2	10月 1日~10月31日	合
				ひかり電話A使用料は本料金と定額料1の合計です。	
		100	ひかり電話対応機器使用料	10月 1日~10月31日	合
		200	複数チャネル使用料	10月 1日~10月31日	合
		100	追加番号使用料	10月 1日~10月31日	合
		256	ひかり電話 (通話料)	10月 1日~10月31日 翌月への 繰越額は480円です。	合
		-256	ひかり電話A (エース) 定額料分通話	10月 1日~10月31日	合
				ひかり電話A定額料に含まれ、通話料から減算します。	
		32	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	10月 1日~10月31日	合
		8	ユニバーサルサービス料他	10月 1日~10月31日 2番号分 のご請求となります。	合
		100	発行手数料	本請求書等の発行にかかわる各種費用に なります。	合
		50	取納手数料	本請求をコンビニエンスストア、各種金 融機関でお支払いいただく場合の手数料 です。	合
		570	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計)	6,270	6,270	(小計)		

ユニバーサルサービス料他には、2021年7月利用料分から2022年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

M30021211001 02133 02076



◇NTTファイナンスご利用分	1,980	1,980	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。	* 契約番号 [REDACTED]	非
◇合計	8,250	8,250	合計		
<p><NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。</p>					

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	0537-21-2700	請求年月 MONTH OF ISSUE	2021年 12月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	---------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

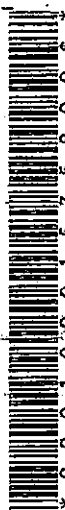
3-D-12-a

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。	税区 TA
◆0537-21-2700 ◇NTT西日本ご利用分	6,305	5,400 -1,790	フレッツ 光ネクスト F 単利用料 光もつどもつど割	11月 1日~11月30日 2023年07月~2023年09月以 外の解約は解約金がかかります	合 1 合 1
		1,020 480	ひかり電話A (エース) 定額料1 ひかり電話A (エース) 定額料2	11月 1日~11月30日 11月 1日~11月30日 ひかり電 話A使用料は本料金と定額料1の合計で す。	合 1 合 1
		100 200 100 136	ひかり電話対他者使用料 複数チャンネル使用料 追加番号使用料 ひかり電話 (通話料)	11月 1日~11月30日 11月 1日~11月30日 11月 1日~11月30日 11月 1日~11月30日 翌月への 繰越額は480円です。	合 1 合 1 合 1 合 1
		-136	ひかり電話A (エース) 定額料分通話	11月 1日~11月30日 ひかり電 話A定額料に含まれ、通話料から減算し ます。	合 1
		64 8	ひかり電話 (割増電話等への通話料) ユニバーサルサービス料他	11月 1日~11月30日 11月 1日~11月30日 2番号分 のご請求となります。	合 1 合 1
		100	発行手数料	本請求書等の発行にかかわる各種費用に なります。	合 1
		50	収納手数料	本請求をコンビニエンスストア、各種金 融機関でお支払いいただく場合の手数料 です。	合 1
		573	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計)	6,305	6,305	(小計)		

ユニバーサルサービス料他には、2021年7月利用料分から2022年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

*****ユニバーサルサービス料について*****
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するために負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

M30021211001 01738 01726



内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。	税区 T
◇NTTファイナンスご利用分	1,980	1,980	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。	* 契約番号: [REDACTED]	非
◇合計	8,285	8,285	合計		

<NTTファイナンスからのお知らせ>
 ○上記の印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。

県議会議員 増田 様

県議とJA（遠州夢咲、掛川市）役員との意見交換会開催について

日頃、JA事業にご指導いただき厚くお礼申し上げます。
標記の件につきまして、下記により開催させていただきますので宜しくお願いいたします。

記

日	時	令和3年12月2日（木曜日） 午後4：00～ 意見交換会 午後5：30～ 懇親会 ※会費 10,000円（当日集金させていただきます。）	
会	場	大手門「うおそう」 掛川市城下8-8 ☎0537-24-2636	
参	加	者	県議会議員 4名 JA遠州夢咲 役員4名 総務部長 JA掛川市 役員3名 総務部長

JA掛川市総務部 XXXXXXXXXX

☎0537-20-0800

A No 075471

領 収 書

印
紙

増田 享大 様 令和3年12月2日

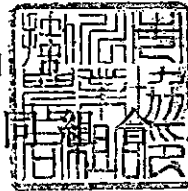
¥ 10,000 -

但し JAとの意見交換会参加費として

上記の金額領収致しました

静岡県掛川

掛川市農業協



係印なきものは無効とする

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	聖教新聞購読料		
年月日	令和 3年12月 5日～	年 月 日	金額 1,934円

目的	公明党の主張・活動・意見等の学びを通じた県政・社会情勢に関する情報収集
使途	令和3年11月分購読料 (@1,934)
政務活動・ 県政との 関連性	同党は国内における主要政党であり、同党に寄せられる住民要望や意見をもとに活動する多くの党員や議員も存在し、それらの主張や意見を学び県政の施策展開の参考とする。

《領収書貼付枠》

新聞購読料 領収証

増田 享大 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

領収日 12月 5日

2021年 11月分

領収金額 **¥1,934**

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)
(8%対象 1,934)

販売店 大塚 秀訓
住所 藤枝市青南町4-9-45
TEL 054-631-9270 FAX 054-631-9271



お申込No. [Redacted]

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	1,934円	1/1	1,934円
		100%	

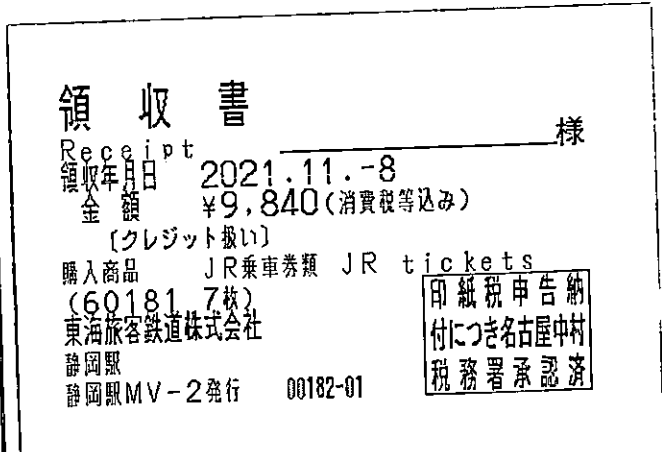
支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田亨大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和 3年12月13日～	年月日	金額 3,280円

目的	予算案説明
使途	交通費 (JR 新幹線：掛川駅⇄静岡駅 @1,640×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県議会に提出される予算についてである

《領収書貼付枠》
回数券6枚綴り / ・ 2枚目使用



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,280円	1/1	3,280円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費		
内容	事務所電気料		
年月日	令和 3年12月15日～	年 月 日	金額 2,364 円

目的	政務活動補助を行う事務所電気料
使途	令和3年12月分
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

振替払込請求書兼受領証 (振込金受領証)(031208)

口座記号番号 00100 5 900116 加入者名 中部電力ミライズ株式会社
 令和 3年12月分 ご使用期間 11月 9日～12月 7日 (日程 06)

金額	千 百 十 万 千 百 十 円	消費税等相当額(再掲)
	4 7 2 9	429 円

ご依頼人氏名 増田 享大 様

お客さま番号・契約種別	容量	ご使用量	上記金額の内訳(円)
従量電灯B	A 60	kWh 134	4729

この受領証は、大切に保管してください。

お支払期日は 1月 7日 です。お支払期日を過ぎてお支払いいただいた場合は、延滞利息(年利10%)を、お支払いの日以降の料金とあわせてご請求いたします。
 ただし、ご家庭や商店など低圧の電気をお使いいただいているお客さまが、お支払期日の翌日から10日目までにお支払いいただいた場合は、延滞利息を申し受けません。
 払込用紙の有効期限は 1月 27日 となっております。

中部電力ミライズ株式会社 カスタマーセンター
 0570-048-155
 (携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)

(ゆうちょ銀行)

日 附 印
 031208
 21.12.15

本証により当社の集金員が集金することはありません。裏面もごらんください。

案分の理由 後援会活動を含むため 按分する	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,729 円	1/2 50%	2,364 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田亨大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和 3年12月17日～	年月日	金額 3,280円

目的	次年度予算に関する会派協議
使途	交通費 (JR 新幹線 : 掛川駅⇄静岡駅 @1,640×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県議会に提出される予算案についてである
<p>《領収書貼付枠》 回数券6枚綴り 8・4枚目使用 領収証の原本は 3-8-12-0 に貼付</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>領収書 Receipt 様</p> <p>領収年月日 2021.11.-8</p> <p>金額 ¥9,840 (消費税等込み)</p> <p>(クレジット扱い)</p> <p>購入商品 JR乗車券類 JR tickets</p> <p>(60181 7枚)</p> <p>東海旅客鉄道株式会社</p> <p>静岡駅</p> <p>静岡駅MV-2発行 00182-01</p> <p>印紙税申告納付につき名古屋中村税務署承認済</p> </div>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	3,280円	1/1	3,280円
		100%	

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田亨大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請願活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和 3年12月27日～	年 月 日	金 額 3,280 円

目 的	リニア大井川水問題に関するヒアリング
使 途	交通費 (JR 新幹線: 掛川駅⇄静岡駅 @1,640×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県くらし環境部所管事項に関してである
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>回数券6枚綴り 5・6 枚目使用</p> <p>領収証の原本は 3-8-14-8 に貼付</p>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,280 円	1/1	3,280 円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料		
年月日	令和 3年12月31日～	年月日	金額 1,550円

目的	県政に関する情報収集
使途	令和3年12月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

2021年12月分 領収証 発証No. 00022806-202112-1
 増田 たかひろ (事) 様

銘柄	部数	金額
静岡新聞単※	1	3,100


合計金額
¥3,100
 (8%対象 3,100円)
(消費税込み)

※ は軽減税率対象

購読料のお支払いは手数料無料の口座振替が便利です。

毎度ご購入有難うございます
 上記金額正に領収致しました

(有)風間新聞
 掛川市駅前4-6
 TEL 0537-24-4811




案分の理由 後援会活動を含むため 按分する	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,100円	1/2 50%	1,550円

